

8 短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニット アに対しての体制 が未整備である 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	個別機能訓練 加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	医療連携強 化加算	夜勤職員配 置加算	認知症行動 ・心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して送迎を行 う場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者 に対して短期 入所生活介護 を提供する場 合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	(一) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき -30単位
			要介護2 (687 単位)														
			要介護3 (755 単位)														
			要介護4 (822 単位)														
			要介護5 (887 単位)														
	(二) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (687 単位)															
		要介護2 (754 単位)															
		要介護3 (822 単位)															
		要介護4 (889 単位)															
		要介護5 (954 単位)															
(2) 併設型短期 入所生活介護費	(一) 併設型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (579 単位)															
		要介護2 (646 単位)															
		要介護3 (714 単位)															
		要介護4 (781 単位)															
		要介護5 (846 単位)															
(二) 併設型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (646 単位)																
	要介護2 (713 単位)																
	要介護3 (781 単位)																
	要介護4 (846 単位)																
	要介護5 (913 単位)																
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニ ット型短期入所 生活介護費	(一) 単独型ユニ ット型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき -30単位
			要介護2 (784 単位)														
			要介護3 (855 単位)														
			要介護4 (921 単位)														
			要介護5 (987 単位)														
	(二) 単独型ユニ ット型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)															
		要介護2 (784 単位)															
		要介護3 (855 単位)															
		要介護4 (921 単位)															
		要介護5 (987 単位)															
(2) 併設型ユニ ット型短期入所 生活介護費	(一) 併設型ユニ ット型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)															
		要介護2 (743 単位)															
		要介護3 (814 単位)															
		要介護4 (880 単位)															
		要介護5 (946 単位)															
(二) 併設型ユニ ット型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)																
	要介護2 (743 単位)																
	要介護3 (814 単位)																
	要介護4 (880 単位)																
	要介護5 (946 単位)																
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																	
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合 又は	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニット アグリにおける体制 が未整備である 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	個別機能訓練 加算	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	医療連携強 化加算	夜勤職員配 置加算	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者に 対して短期入 所生活介護を 提供する場合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	(一) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を 限度)	1日につき -30単位
			要介護2 (687 単位)														
			要介護3 (755 単位)														
			要介護4 (822 単位)														
			要介護5 (887 単位)														
	(二) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (640 単位)															
		要介護2 (707 単位)															
		要介護3 (775 単位)															
		要介護4 (842 単位)															
		要介護5 (907 単位)															
(2) 併設型短期 入所生活介護費	(一) 併設型短期入所 生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (579 単位)															
		要介護2 (646 単位)															
		要介護3 (714 単位)															
		要介護4 (781 単位)															
		要介護5 (846 単位)															
	(二) 併設型短期入所 生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (599 単位)															
		要介護2 (666 単位)															
		要介護3 (734 単位)															
		要介護4 (801 単位)															
		要介護5 (866 単位)															
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット 型短期入所生活 介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +18単位					
			要介護2 (784 単位)														
			要介護3 (855 単位)														
			要介護4 (921 単位)														
			要介護5 (987 単位)														
	(二) 単独型ユニット 型短期入所生活 介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)															
		要介護2 (784 単位)															
		要介護3 (855 単位)															
		要介護4 (921 単位)															
		要介護5 (987 単位)															
(2) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)															
		要介護2 (743 単位)															
		要介護3 (814 単位)															
		要介護4 (880 単位)															
		要介護5 (946 単位)															
	(二) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)															
		要介護2 (743 単位)															
		要介護3 (814 単位)															
		要介護4 (880 単位)															
		要介護5 (946 単位)															

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)

ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目